

厚生労働大臣が定める揭示事項

(令和7年7月現在)

医療法人琴仁会 石本病院

《入院基本料に関する事項》

当院は厚生労働大臣が定める基準に基づいて診療を行っている保険医療機関です。

なお、各病棟における看護要員の対患者割合、看護要員の構成等は下記のとおりとなっております。

一般病棟（3階）	当病棟では、1日7人以上の看護職員（看護師・准看護師）が勤務しています。 なお、時間帯毎の配置は次の通りです。 ◎朝8時40分～夕方17:15分まで 看護職員1人当たりの受け持ち数は5人以内です。 ◎夕方17時15分～翌朝8時40分まで 看護職員1人当たりの受け持ち数は11人以内です。
療養病棟（4階）	当病棟では、1日4人以上の看護職員（看護師・准看護師）及び4人以上の看護補助者が勤務しています。 なお、時間帯毎の配置は次の通りです。 ◎朝8時40分～夕方17:15分まで 看護職員1人当たりの受け持ち数は9人以内、看護補助者1人当たりの受け持ち数は9人以内です。 ◎夕方17時15分～翌朝8時40分まで 看護職員及び看護補助者の1人当たりの受け持ち数は26人以内です。

いずれの病棟も完全看護体制のため付添の必要はありません。

《入院診療計画、院内感染防止対策、医療安全管理体制、褥瘡対策、栄養管理体制、意思決定支援、身体的拘束最小化について》

当院では、入院の際に医師をはじめとする関係職員が共同して、患者さまに関する診療計画を策定し、7日以内に文章によりお渡ししております。また厚生労働大臣が定める院内感染防止対策、医療安全管理体制、褥瘡対策、栄養管理体制、意思決定支援、身体的拘束最小化についての基準を満たしております。

《個別の診療報酬の算定項目が分かる明細書の発行について》

当院では、厚生労働省の指導により医療の透明化や患者さまへの情報提供を推進していく観点から、領収書の発行の際に「個別の診療報酬の算定項目が分かる明細書」を無料で発行しております。公費負担医療の受給者で医療費の自己負担のない方についても、明細書を無料で発行しております。明細書には使用した薬剤の名称や行われた検査の名称が記載されますので、その点ご理解いただき、ご家族の方が代理で会計を行う場合、その代理の方への発行を含めて明細書を希望されない方は、事前に会計窓口にてその旨をお申し出下さい。

《近畿厚生局長への届出事項に関する事項》

当院は次の施設基準に適合している旨、近畿厚生局に届出を行っております。

（1）入院時食事療養及び入院時生活療養について

当院は入院時食事療養（Ⅰ）・入院時生活療養（Ⅰ）の届出を行っており、管理栄養士によって管理された食事を適時（夕食については午後6時以降）、適温で提供しています。

(2) 基本診療料の施設基準等に係る届出

一般病棟入院基本料（急性期一般入院料 6）
療養病棟入院基本料（療養病棟入院料 1）
急性期看護補助体制加算 25 対 1（看護補助者 5 割未満）
療養環境加算
療養病棟療養環境加算 1
救急医療管理加算
病棟薬剤業務実施加算 1
入退院支援加算（入退院支援加算 2）
診療録管理体制加算 3
データ提出加算 1・データ提出加算 3 □（医療法上の許可病床数が 200 床未満）
医療 DX 推進体制整備加算 6

(3) 特掲診療料の施設基準等に係る届出

ニコチン依存症管理料
薬剤管理指導料
在宅時医学総合管理料及び施設入居時等医学総合管理料
ペースメーカー移植術及びペースメーカー交換術
医科点数表第 2 章第 10 部手術の通則の 16 に掲げる手術
運動器リハビリテーション料（Ⅱ）
脳血管疾患等リハビリテーション料（Ⅲ）
呼吸器リハビリテーション料（Ⅰ）
C T 撮影及びMR I 撮影（16 列以上 64 列未満のマルチスライス C T）
二次性骨折予防継続管理料 1
二次性骨折予防継続管理料 3
下肢創傷処置管理料
透析液水質確保加算及び慢性維持透析濾過加算
人工腎臓（慢性維持透析を行った場合 1）
導入期加算 1
がん治療連携指導料
がん性疼痛緩和指導管理料
下肢末梢動脈疾患指導管理加算
感染対策向上加算 3
外来・在宅ベースアップ評価料（Ⅰ）
入院ベースアップ評価料 36

《保険外負担に関する事項》

(1) 特別の療養環境の提供

区 分	部屋番号	室料差額（税込）	設 備
特別室	301 号室	8,800 円	浴室、トイレ、テレビ、電話、冷蔵庫、ミニキッチン
個 室	303 号室 305 号室	6,600 円	テレビ、冷蔵庫、ミニキッチン
個 室	306 号室 503 号室 505 号室 506 号室	6,600 円	テレビ、冷蔵庫
2 人部屋	302 号室 501 号室 502 号室	3,300 円	テレビ、冷蔵庫

(2) 療養の給付と直接関係のないサービス等の取り扱い

その他の保険外負担に関する取り扱い等につきましては「保険外負担一覧表」をご参照下さい。